

令和 5 年度
西日本地域における PPP/PFI 手法優先的検討
規程策定・運用に関する調査検討支援業務

業務報告書（概要版）

令和 6 年 3 月

— 目 次 —

1. 業務内容	1
1.1. 本業務の目的.....	1
1.2. 本業務の概要.....	1
2. 支援対象自治体に対する検討	2
2.1. 山口県萩市.....	2
2.2. 愛媛県今治市.....	5
2.3. 愛媛県西条市.....	8
2.4. 佐賀県小城市.....	11
2.5. 鹿児島県出水市.....	14
3. 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点	19
3.1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点.....	19
3.2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点.....	19
3.3. 現行の手引類で改善を検討すべき点.....	20

1. 業務内容

1.1. 本業務の目的

本業務は、支援対象となる地方公共団体が「優先的検討規程」を策定・運用しようとする取組に対し、その運用が適切かつ継続的に実施されるよう支援するとともに、支援の過程で得られた知見を他の地方公共団体における仕組み構築の参考となるような事例を作成することを目的とするものである。

1.2. 本業務の概要

(1) 支援対象団体に対する検討

a) 優先的検討規程案の策定支援

優先的検討規程の策定・運用の準備及び試行段階として、優先的検討規程案を策定しようとする支援対象団体の取組について、下記の支援を実施する。

- (ア) 支援対象団体が優先的検討規程を策定・運用しようとする目的を明確化する。
- (イ) 上記を踏まえ、支援対象団体が PPP/PFI 手法の導入を優先的に検討する取組を継続的に実施できるように、優先的検討規程案に取り入れるべき方策の案を作成する。
- (ウ) 実効性のある優先的検討規程を策定、あるいは運用するために求められる知見を提供する。

図表 1 支援対象団体一覧（自治体コード順）

自治体名	規程を運用して進める事業案件
山口県萩市	萩市民館更新事業
愛媛県今治市	今治市小中学校一括 LED 化推進事業（仮称）
愛媛県西条市	（仮称）西条市西部給食センター整備・運営事業
佐賀県小城市	廃棄物中継センター施設整備事業
鹿児島県出水市	公営住宅の建替事業

b) 優先的検討規程案に基づいた運用支援

上記 a)の支援を通して支援対象団体が策定した優先的検討規程案に基づき、以下の支援を実施する。

- (ア) 支援対象団体の職員が、規程を運用して進める予定の事業案件について、支援開始時の段階から事業者選定に至るまでのシナリオ・手順フロー図を作成するにあたって、必要な情報を収集し、提供する。
- (イ) 上記の支援を通じて作成した手順フロー図において、現在の段階から次の段階に進めるために、必要な情報を収集し、整理する。
- (ウ) 本支援を通じて得られた知見をもって、規程案の運用における課題を検討し、整理する。
必要に応じて規程案へのフィードバックを行い、規程の策定に向けての改善案を提示する。

c) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

- (ア) 支援対象団体が、優先的検討規程を策定・運用するにあたり、必要な取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について整理する。
- (イ) 上記を踏まえ、他の地方公共団体が、優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点、現行の手引類で改善を検討すべき点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見から整理する。

2. 支援対象自治体に対する検討

2.1. 山口県萩市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 萩市における優先的検討規程策定の目的

萩市においては、一般財源総額の増加が見込めない中、社会保障関係経費等の義務的経費は毎年増加が見込まれ、自主財源が乏しい萩市にとって、今後の財政運営は、より一層厳しさを増すものと予想される。このような中、令和元年 9 月に「萩市行財政改革実施計画」を策定し、公民連携の推進を目的として、「本庁舎、市民館、市民体育館等の一定規模以上の公共施設整備については、PPP/PFI 手法を用いた整備を検討する。」と明記し、公民連携に積極的に取り組むこととしている。このような背景から、PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「萩市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」及び「萩市 PPP/PFI 導入ガイドライン」を策定する。

b) 萩市 PPP/PFI 優先的検討規程を策定する際のポイント

萩市の優先的検討規程を策定する際のポイントについては、以下のように整理している。

(ア) ポイント 1：対象事業分野

検討対象事業分野は「建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業」「利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業」のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業としている。

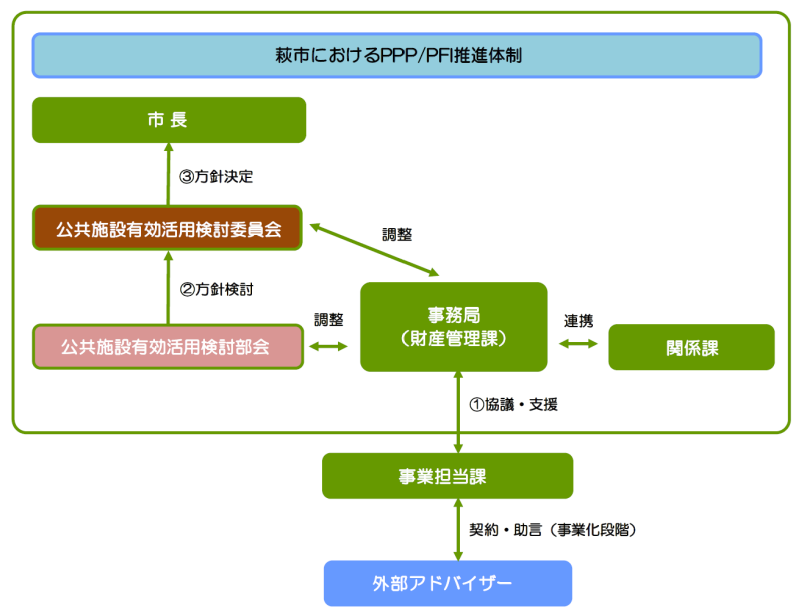
(イ) ポイント 2：対象基準

萩市の優先的検討の対象とする事業の基準は、公共施設整備・維持管理運営事業においては「①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」「②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」と設定することに加え、「③上記の他、国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」を設定し、実効性のある優先的検討規程とした。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制

PPP/PFI 手法導入の検討・決定・実施に当たっては、萩市として統一的な手順によって進める必要があることから、「事業担当課」が PPP/PFI 手法導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、「事務局（財産管理課）」が各種の支援を行い、PPP/PFI 手法導入における重要事項については、「公共施設有効活用検討委員会」での協議・検討を経て、政策決定することを義務付けることとした。また、「関係課（財政課、建築課など）」とは、「事務局（財産管理課）」が各種連携する体制とした。

図表 2 萩市における庁内体制



(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）

萩市では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

(オ) ポイント 5：検討・評価事項と判断基準

簡易な検討を効果的、効率的に実施するためには、事業担当課が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI 手法導入を判断する基準を明確化する必要がある。そのため、優先的検討規程において、これらを明確にしている。

c) 萩市 PPP/PFI 優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを策定するため、打合せの機会を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討規程に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 萩市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

萩市の「萩市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 10 条構成としている。

また、「萩市 PPP/PFI 導入ガイドライン」は全 9 章構成としている。

(ウ) 萩市勉強会の実施

萩市では、市職員の PPP/PFI 手法に対する理解度のバラつきが課題であることから、市職員向けに PPP/PFI 手法に関する基本事項及び優先的検討規程、ガイドラインの取組みの普及を目的として、庁内勉強会を 2 回開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、萩市の公共施設を分類し、PPP/PFI 手法の導入検討となるか否か情報提供を実施した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「萩市民館更新事業」について検討を実施した。

a) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

萩市民館は昭和 43 年 10 月に新築し、平成 5 年 12 月に楽屋棟、平成 25 年 5 月にトイレ棟を増築して現在に至っている。

図表 3 萩市民館の基本情報（萩市より写真提供）

建 物 名 称	萩市民館
用 途	市民館（集会施設）
構 造 ・ 階 数	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2階建て
面 積	建築面積 3,814.00 m ² 、延床面積 4,092.03 m ²
建 設 年 度	昭和 43 年 10 月（築 55 年）
大ホール客席数	884 席

(イ) 定性評価

「萩市民館更新事業」については、参考となる類似事例の調査を通じて、民間にとって創意工夫・ノウハウを発揮の余地がある事業であるかの確認を実施した。また、国土交通省が主催する「中国ブロックプラットフォーム」における官民対話を実施し、事業構想段階ではあるものの市場性や参入意欲、実施手法について整理を実施した。

【定性評価の実施方法】

- 市民館の基本構想策定にかかる事例調査
- PPP/PFI 手法による市民館整備の事例調査
- 国土交通省が主催する「中国ブロックプラットフォーム」における官民対話の実施

【民間事業者からの主な意見】

①導入機能について

- ・市内最大の文化施設を目指すためには、現在の座席数より増席させる必要がある
- ・新たな付加機能として、周辺施設との関連性等から見て観光施設などが考えられる

②事業手法について

- ・工費、運営コスト等の高騰を受けて、民間ノウハウを活かすためにはPFI手法が適している
- ・事業期間の短縮に繋がるため一括発注が適している
- ・補助金等が活用できるのであれば、DBO方式や公共負担の発注形態が有利である

③その他

- ・周辺施設との複合化を検討するためには、各関係者や地元団体との意思疎通が必要
- ・市民の合意形成については、事前にワークショップなどを実施することが必要
- ・事業候補地の選定では、市有地、県有地等の候補地の中で敷地面積を参照することが第一歩

(ウ) 総合評価

本事業では簡易な検討の定性評価として、類似事例の調査、官民対話を通じて、民間にとって創意工夫等の余地がある事業であるかの確認を実施し、今後の課題と対応事項等を整理した。なお、今後は令和 6 年度に基本構想策定までのニーズ調査等を実施し、令和 7 年度以降で基本構想・基本計画の段階に進んでいく想定である。

【今後の課題】

- 検討段階から利用者や市民ニーズを把握しつつ検討を進める
- 施設の複合化検討と庁内体制の構築
- 施設における導入機能検討と並行した PPP/PFI 手法の継続検討
- 将来的なスケジュール

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 発案した事業を優先的検討に載せるための工夫

萩市の優先的検討規程では、優先的検討の対象事業を建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業、または利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業においては、「①施設整備費 10 億円以上、②維持管理運営費 1 億円以上」と設定している。事業費がこれらの基準を下回る事業であっても、「国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」も対象としているため、事業発案の段階から積極的に事例調査や官民対話等を行い、PPP/PFI 手法の可能性等を検討することが望まれる。

b) 事業担当課を支援する庁内体制の組成

萩市では、財産管理課（優先的検討規程のとりまとめ課）を始め、関係課が事業担当課を支援する。

c) 優先的検討規程・PPP/PFI の基礎知識等に関する定期的な庁内周知

優先的検討は事業担当課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが、優先的検討規程の運用定着に一定の効果がある。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

2.2. 愛媛県今治市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 今治市における優先的検討規程策定の目的

今治市においては、これまで指定管理者制度の導入をはじめ、PPP 手法を用いた官民連携事業を実施してきた。「第 2 次今治市総合計画」及び「今治市行政改革ビジョン」においては、「PFI 手法の活用」を掲げており、行政と民間の適正な役割分担のもとで、公共施設に民間の技術と資金を導入し、更なる市民サービスの向上とコストの縮減を図る必要がある。

このような背景から、今治市においては、PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「今治市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」及び「今治市 PPP/PFI 手法導入ガイドライン」を策定する。

b) 今治市 PPP/PFI 優先的検討規程を策定する際のポイント

(ア) ポイント 1：対象事業分野の設定

今治市において、対象事業分野は、「公共施設等の整備・維持管理・運営等に関する事業」又は「利用料金の徴収を行う公共施設等の整備・維持管理・運営等に関する事業」としている。なお、インフラ（道路、橋梁、トンネル、水道管路）については、対象事業に該当しても、優先的検討の対象外とすることも可能としている。

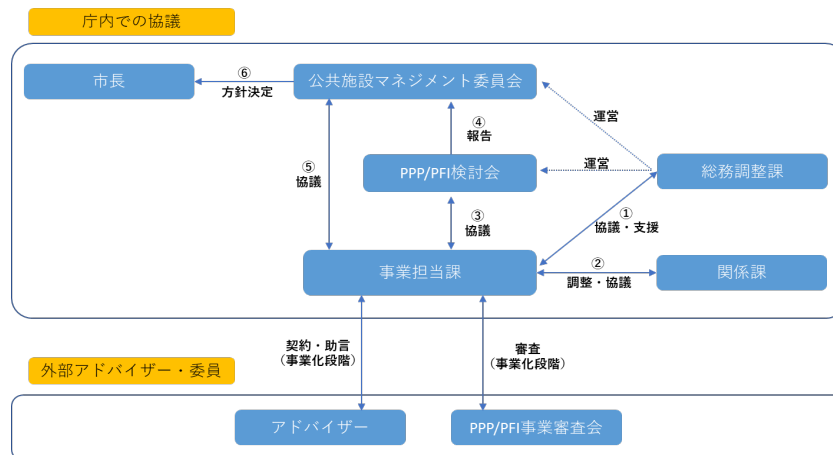
(イ) ポイント 2：対象基準の設定

今治市の優先的検討の対象とする事業の基準は、建設、製造又は改修を含むものについては、「①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業」、運営等のみを行うものについては、「②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業」、さらに、事業費基準に該当しない事業についても、必要に応じて「③国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」を設定し、実効性のある優先的検討規程とした。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制の明確化

PPP/PFI 手法導入の検討・決定・実施に当たっては、市として統一的な手順によって進める必要がある。今治市においては、「事業担当課」が PPP/PFI 手法導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、「総務調整課」が各種の支援を行い、PPP/PFI 手法導入における重要事項については、「PPP/PFI 検討会」での検討を経て、「公共施設マネジメント委員会」において方針案の決定を受けることを義務付けることとしている。また、「関係課（財政課、建築課など）」とは、「事業担当課」が調整・協議する体制とした。

図表 4 今治市における庁内体制



(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）の積極的活用

今治市では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

(オ) ポイント 5：VFM算定シート作成の簡易化

今治市では、内閣府が提供する VFM 算定シートを今治市の実情に合わせ、作成方法を詳細に補記した VFM 算定シート作成例を作成し、職員がより活用しやすいツールとして提供することとした。

(カ) ポイント 6：民間提案制度の検討フロー化

今治市は、「今治市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」及び「今治市 PPP/PFI 手法導入ガイドライン」において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下、「PFI 法」という。）に基づく民間提案制度及び PFI 法に基づかない民間提案制度について検討フローを明記した。

c) 今治市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討方針及びガイドラインを策定するため、今治市との打合せの機会を設け、各回で優先的検討方針及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討方針に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 今治市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

今治市の「今治市 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針」は全 11 条構成としている。

また、「今治市 PPP/PFI 手法導入ガイドライン」は全 4 章構成としている。

(ウ) 今治市勉強会の実施

今治市では、PPP/PFI に関する機運が高まっている一方で、PPP/PFI 手法の導入実績が少なく、職員にノウハウが蓄積されていないことから、PPP/PFI 手法に関する初級勉強会とし

て基礎編・実践編の 2 部構成とした第 1 回勉強会、優先的検討規程の内容、簡易な定量評価方法などを浸透させるための第 2 回勉強会を開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、今治市の公共施設を PPP/PFI 手法検討対象となるか否かを一義的に整理した資料の提供を実施した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「今治市小中学校一括 LED 化推進事業」について検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

「今治市小中学校一括 LED 化推進事業」は、令和 5 年度中に事業実施に係る予算要求及び事業者選定を見据えたものであり、事業者アンケートやヒアリングを実施し、最適な整備手法及び事業実施に係る概算事業費・CO2 排出削減量を把握することを目的とした。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

今治市は、令和 32 年までにカーボンニュートラルの実現を図るため、「公共施設の省エネルギー対策事業」を実施している。本業務は、この施策の一つとして今治市の小中学校一括 LED 化を図るものであり、対象となる小中学校は合計 36 校である。

(イ) 定性評価

● 民間事業者への参画意向調査（アンケート・官民対話）の実施

今治市立小中学校一括 LED 化にあたり、民間事業者等に対し、事業参画意欲及び最適な事業手法、市内事業者との連携可能性等についてアンケート及びヒアリング調査を実施した。

● アンケート調査の結果

アンケート回答を得た 12 社全てに事業参画意欲及び地元事業者との連携意欲を確認できた。アンケート結果より本事業における実施手法は、リース手法及び ESCO 手法が有力であることが確認できた。最も望ましい事業手法は、リースと回答した企業（7 社）が最も多く、次点で ESCO（4 社）と回答した企業が多かった。参画可能な事業手法についても同様に、リースと回答した企業（10 社）が最も多く、次点で ESCO（6 社）と回答した企業が多くなった。

● 個別ヒアリングの結果

個別ヒアリングを実施した 12 社全てに事業参画意欲を確認できた。個別ヒアリングを実施した 12 社全てに市内事業者との連携意向を確認できた。

● 民間事業者への参画意向調査により明らかになった課題

現状の既存照明設備の設置状況が不明であり、業務受託後の事業費変動が発生する可能性があることから、詳細な既存照明設備の情報を提示する必要がある。

民間事業者の公募の際、今治市内の事業者への発注を過度に期待する条件とした場合、電気工事に係る人員が不足する事態が想定され、工期の遅れが生じる懸念がある。

(ウ) 総合評価

本事業においては、児童・生徒の学習に最適な環境をできるだけ早期に・平等に整備できるとともに、起債の活用等による財政負担の軽減・平準化を図ることのできる手法が望ましいこ

とから、参画意向を示した民間事業者が一定数あり、脱炭素化推進事業債が活用可能で、交付税措置が見込まれる ESCO 手法（ギャランティード・セイビングス）が本事業における最適な事業手法と選択した。

(エ) 優先交渉権者選定基準（案）にかかる支援

本事業における、優先交渉権者選定基準を作成するに際し、事例を調査し提供した。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 発案した事業を優先的検討に載せるための工夫

(ア) ガイドラインの構成における工夫

今治市 PPP/PFI 手法導入ガイドラインは、職員が手に取りやすいシンプルなガイドラインの構成を意識し策定した。

(イ) VFM算定シート作成の簡易化

今治市では、ガイドラインの別添資料として、内閣府が提供する VFM 算定シートを今治市の実情に合わせ、作成方法を詳細に補記した VFM 算定シート作成例を作成した。

b) 優先的検討規程の運用に係る課題

(ア) PPP/PFI 手法検討フローの共有化・横展開

「今治市小中学校一括 LED 化推進事業」は、令和 5 年度中に事業者公募を実施しており、本事業の中で PPP/PFI 手法検討フローを一連の流れで実施した。

庁内で、「今治市小中学校一括 LED 化推進事業」を題材とした具体的な検討フローを共有化し、庁内で横展開することで職員の PPP/PFI 手法導入に係る実務的なノウハウを向上させる必要がある。

2.3. 愛媛県西条市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 西条市における優先的検討規程策定の目的

西条市においては、一般財源総額の増加が見込めず、今後の財政運営はより一層厳しさを増すものと予想される。

優先的検討規程の策定について地域の実情や運用状況を踏まえた上で、人口 20 万人未満の地方公共団体への適用拡大が図られるなど、国と地方が一体となった PPP/PFI の更なる推進が求められている中で、PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「西条市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」及び「西条市 PPP/PFI 導入ガイドライン」を策定することとした。

b) 西条市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程を策定する際のポイント

(ア) ポイント 1：対象事業分野の設定

西条市における対象事業分野は、「建築物又はプラントの整備等に関する事業」若しくは「利用料金の徴収を行う公共施設の整備等に関する事業」としている。

(イ) ポイント 2：対象基準の設定

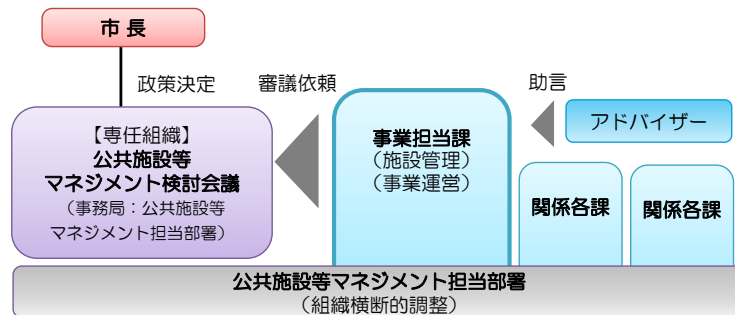
西条市の優先的検討の対象とする事業の基準は、建設、製造又は改修を含むものについては、「ア 事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業」、運営等のみを行うものについては、「イ 単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業」、さらに、事業費基準に該当しない事業についても、必要に応じて「ウ 国又は他の地方公共団体で PPP/PFI 手法導入の実績が存

在する事業と同種の事業で、PPP/PFI 手法を導入することにより市民サービスの向上又は財政的効果が期待できるもの」を設定し、実効性のある優先的検討規程とした。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制の明確化

PPP/PFI 導入の検討・決定・実施にあたっては、市として統一的な手順によって進める必要がある。西条市は、「事業担当課」が PPP/PFI 導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、「公共施設等マネジメント担当部署」が各種の支援を行い、PPP/PFI 導入における重要事項については、「公共施設等マネジメント検討会議」での協議を経て、「市長」において政策決定を行うこととしている。また、「関係各課（財政課、施設管理課など）」とは、「公共施設等マネジメント部署」が組織横断的に各種連携する体制とした。

図表 5 西条市における庁内体制



(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）の積極的活用

西条市では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

c) 西条市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを策定するため、打合せの機会を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討規程に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 西条市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程の構成

西条市の「西条市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 10 条構成としている。

また、「西条市 PPP/PFI 導入ガイドライン」は全 9 章構成としている。

(ウ) 西条市勉強会の実施

PPP/PFI 手法に関する初級勉強会として基礎編・実践編の 2 部構成とした第 1 回勉強会、優先的検討規程の内容、簡易な定量評価方法などを浸透させるための第 2 回勉強会を開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、西条市の公共施設を PPP/PFI 手法検討対象となるか否かを一義的に整理した資料の提供を実施した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討規程に基づき、「(仮称) 西条市西部給食センター整備・運営事業」について、検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

「(仮称) 西条市西部給食センター整備・運営事業」は、西条市学校給食施設整備基本計画において、令和 8 年度に用地取得・事業方式の選定、令和 9 年度公募、令和 10 年～12 年度

設計工事が行われることとなっており、具体的な検討は令和 6 年度以降となる。

そのため、事業実施までに時限的猶予があり、事業用地も決定していないことから類似事例（喫食数 3,000 食程度）の事例調査と事業手法比較に係る情報を提供した。加えて、同時期に中国・四国地方で予定されている給食センター案件を整理し、運営事業確保に関する課題等を整理するなど定性評価を実施した。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

西条市が想定する（仮称）西条市西部給食センターの基本条件は、以下のとおりである。

図表 6 想定する整備内容

建物名称	西条市西部給食センター	
想定構造	鉄骨造 2 階建	
想定敷地面積	約 5,000 m ²	
提供食数	1 日あたり最大 3,000 食	
対象学校	小学校：16 校、中学校：3 校、幼稚園：1 園	
事業候補地	未定	
スケジュール	令和 8 年度	事業用地選定、事業手法選定
	令和 9 年度	事業者公募
	令和 10～12 年度	設計・工事

(イ) 定性評価

「（仮称）西条市西部給食センター整備・運営事業」において、参考となる事例の調査を通じて、民間事業者の創意工夫及びノウハウ活用の可能性がある事業化否かを確認した。

【定性評価の実施方法】

- 喫食数が同程度（3,000 食程度）の給食センター整備事例調査
- 同時期に整備が予定される中国、四国地方の給食センター整備事業
- 付帯事業（高校給食や高齢者施設等への配食）を実施している事例

(ウ) 簡易定量評価

西条市においては、過去のデータを参考としつつ、本事業との差異（喫食数など）を考慮に入れた上で、PPP/PFI 手法導入可能性検討調書などの作成、簡易な定量評価を実施した。

(エ) 総合評価

本事業の本格的な検討の開始は、令和 8 年度を予定しており、令和 5 年度は事前調査の位置づけである。

事例調査により、喫食数などの事業規模は、PFI 事業の成立要件を満たしている可能性があることを確認し、今後の課題と対応事項等を整理した。

- 同時期に整備を予定する給食センター案件の存在

本事業と同時期に給食センター整備を見込む近隣自治体があり、民間事業者が優劣を付け事業参画を検討する可能性がある。そのため、民間事業者に対し、情報発信を実施し、対話を重ねることで PFI 事業としての成立可能性を見極める必要がある。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 発案した事業を優先的検討に載せるための工夫

(ア) 官民対話実施の明文化

西条市では簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施をガイドラインに明文化した。

(イ) 庁内体制の明確化

西条市では、令和 5 年度より建設部に属する施設管理課を PPP/PFI 担当部署とし、施設を所管する部署へ移管することにより、より効率的な公共施設マネジメントを実施している。

ガイドラインにおいて、庁内体制を明確化したことにより、各事業担当課と施設管理課の役割分担が明確になったことにより庁内における優先的検討を及び PPP/PFI に関する情報発信が円滑に進むことを期待する。

b) 優先的検討規程の運用に係る課題

(ア) 優先的検討規程を活用した案件の事業化

早期に優先的検討に準拠した案件を事業化し PPP/PFI 手法を導入した第一号案件として庁内において適宜検討状況を発信することで、職員の知識も向上することが考えられる。

2.4. 佐賀県小城市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 小城市における優先的検討規程策定の目的

小城市では、第 4 次小城市行政改革プラン（平成 30 年 6 月策定）の「2.行政改革の推進」の「民間活力の導入」において、PPP/PFI に関する研修及び情報提供を行っており、令和 4 年度に民間活力（PPP/PFI 等）導入庁内検討会議を設置した。また、第 5 次小城市行政改革プラン（令和 5 年 3 月策定）の「2.行政改革の推進」の「民間活力の導入」においても同様に取り組むこととしている。このような背景から PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「小城市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」及び「小城市 PPP/PFI 手法導入活用ガイドライン」を令和 6 年 3 月に策定する。

b) 小城市 PPP/PFI 優先的検討規程を策定する際のポイント

小城市の優先的検討規程を策定する際のポイントについては、以下のように整理している。

(ア) ポイント 1：対象事業分野

検討対象事業分野は「建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業」「利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業」のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業としている。

(イ) ポイント 2：対象基準

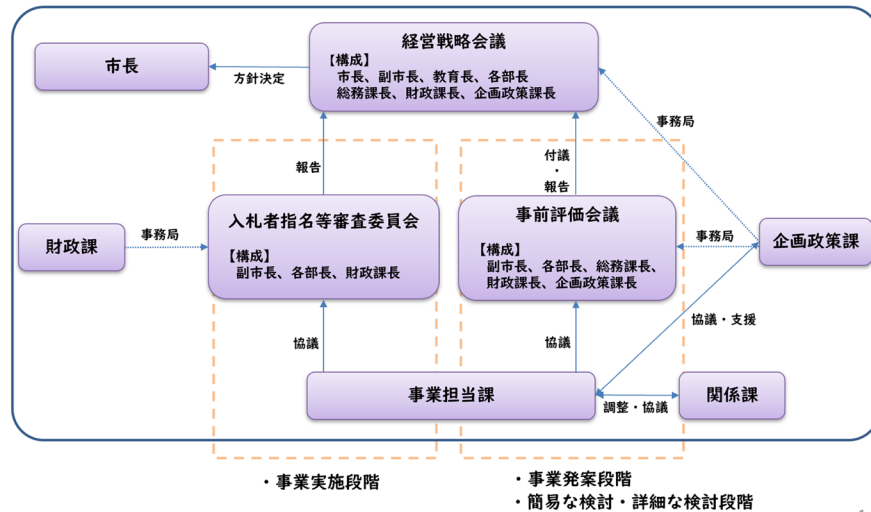
小城市の優先的検討の対象とする事業の基準は、公共施設整備・維持管理運営事業においては「①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」「②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」と設定することに加え、「③上記の他、国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」を設定し、実効性のある優先的検討規程とした。他市事例や明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合で、PPP/PFI の効果が期待できるものについては導入の検討を行うこととし、柔軟に検討の対象とし得る仕組みとしている。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制

PPP/PFI 導入の検討・決定・実施にあたっては、市として統一的な手順によって進めることが必要であることから、「事業担当課」が PPP/PFI 導入の検討や具体的な事業手続きを円滑

に進めていくために、「企画政策課」が各種の支援を行い、PPP/PFI 導入における重要事項については、「事前評価会議」、「入札者指名等審査委員会」での協議・検討を経て、「経営戦略会議」において政策決定することを義務付けることとした。また、「関係課（財政課、建設課など）」とは、「事業担当課」が調整・協議する体制とした。

図表 7 小城市における庁内体制



1

(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）

小城市では、簡易な検討の実施における定性的な評価として、官民対話の実施を設定した。

(オ) ポイント 5：検討・評価事項と判断基準

優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討が重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するためには、事業担当課が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI 導入を判断する基準を明確化する必要がある。そのため、優先的検討規程において、これらを明確にしている。

c) 小城市 PPP/PFI 優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを策定するため、打合せの機会を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討規程に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 小城市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

小城市の「小城市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 10 条構成としている。

また、「小城市 PPP/PFI 導入ガイドライン」は全 9 章構成としている。

(ウ) 小城市勉強会の実施

小城市では、PPP/PFI 手法が庁内に浸透しない点が課題であることから、市職員向けに PPP/PFI 手法に関する基本事項及び優先的検討規程、ガイドラインの取組みの普及を目的として、庁内勉強会を 2 回開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、小城市の公共施設を分類し、PPP/PFI 手法の導入検討となるか否か情報提供を実施した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「廃棄物中継センター施設整備事業」について検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

本事業は、廃棄物中継施設の整備である。事業スケジュールとして、令和 6 年度基本計画、令和 7 年度設計業務を予定しており、今後の基本計画策定を見据え、類似事例を調査し、具体的な事業内容の検討や民間活力導入可能性の調査を図る。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

本施設は廃棄物中継センターであるが、焼却炉を有していないため、複雑な専用機器等の設計を必要としていない。

(イ) 定性評価

「廃棄物中継センター施設整備事業」について、事業の詳細が未定であるため、事業規模（5 億円程度）を基準として参考となる事例の調査を行い、類似事例を通じて廃棄物中継センターにおける民間事業者のアイデアやノウハウの活用可能性について整理し、提供した。併せて、類似事例における官民対話実施事例についても調査し、情報提供した。

【定性評価の実施方法】

- PFI 手法による廃棄物中継処理施設整備の事例調査
- 廃棄物中継施設整備に関する官民対話の実施の事例調査

(ウ) 総合評価

本支援において、簡易な検討における定性評価として、参考となる類似事例の調査を通じて、民間にとって創意工夫・ノウハウ発揮の余地がある事業であるかの確認を行い、今後の課題と対応事項等を整理した。

なお、今後は令和 6 年度に基本計画を策定し、併せて簡易な検討における定性評価等を実施したのち、令和 7 年度以降設計業務を想定している。

- 事例研究を通じて事業手法の検討を実施
事例調査を通じ、基本構想段階で、事業手法について民間事業者から意見を伺うことは重要なプロセスであり、小城市においては、他自治体の類似事例の研究を進めていく意向を示している。小城市においては、事業範囲の検討や最も効果的な手法検討等を今後検討するため、継続して先行事例の詳細を調査する必要がある。
- 官民対話を実施することによる効果
現時点において、本事業は、事業規模の観点や民間ノウハウを活用する事業範囲が狭いことが想定されることから、PPP/PFI 手法の導入はハードルが高い可能性はある。しかし、令和 6 年度に基本計画を策定するにあたり、事業参入意向等を把握する目的も含め、官民対話を実施する必要がある。
- 同規模事業（5 億円程度）における PPP/PFI 手法の効果
本事業は 5 億円程の小規模事業であり、焼却炉を有しておらず民間のノウハウを活用する部分が小さいことから、自治体及び民間事業者ともに PFI 手法を導入するメリットがない可能性も考えられる。一方、別事業との包括化等を検討することによって、PPP/PFI 手法の導入可能性が高まることが考えられる。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 発案した事業を優先的検討に載せるための工夫

小城市の優先的検討規程では、優先的検討の対象事業を建築物又はプラントの整備・維持管理・運営等に関する事業、または利用料金の徴収を行う公共施設の整備・維持管理・運営等に関する事業においては、「①施設整備費 10 億円以上、②維持管理運営費 1 億円以上」と設定している。

なお、事業費がこれらの基準を下回る事業であっても、「国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」も対象としているため、事業発案の段階から積極的に事例調査や官民対話等を行い、PPP/PFI 手法の可能性等を検討することが望まれる。

また、小規模事業であっても事業の包括化等によって事業規模を拡大し、優先的検討に載せることも望ましく、包括化等の可能性とともに単体での民間事業者の参入意向を確認する機会を設けることも有益といえる。

b) 事業担当課を支援する庁内体制の組成

小城市では、企画政策課（優先的検討規程のとりまとめ課）を始め、関係課が事業担当課を支援する。今後、優先的検討規程を活用する中で、企画政策課は事前評価会議や経営戦略会議の事務局として各種連絡調整や検討会の運営等を担い、PPP/PFI 事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業担当課による事業の検討状況を把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。

c) 優先的検討規程・PPP/PFI の基礎知識等に関する定期的な庁内周知

優先的検討は事業担当課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが、優先的検討規程の運用定着に一定の効果がある。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

d) 地域プラットフォームの設立推進

佐賀県には現在、PPP/PFI 地域プラットフォームが設立されておらず、市職員や地域企業が PPP/PFI 事業に触れる機会が少ないことから、PPP/PFI 事業に対する心理的ハードルが他自治体より高い点が課題として挙げられる。

そのため、優先的検討規程を策定・運用していく中で、PPP/PFI 手法をより積極的に検討していき、地域企業の参画を推進していくためにも、地域プラットフォーム設立の推進は必要である。また、事業推進のポイントとなる官民対話を積極的に活用できる環境づくりという視点においても、小城市では産学官金連携プラットフォームや PPP/PFI 地域プラットフォームの形成を見越した運用をしていくことが今後必要である。

2.5. 鹿児島県出水市

(1) 優先的検討規程の策定支援

a) 出水市における優先的検討規程策定の目的

出水市では、「第二次出水市総合計画」及び「出水市公共施設等総合管理計画」に基づき、公共施設の新設や維持管理費等の将来的な負担の増加を防ぐため、指定管理者制度の導入などの民間ノウハウを活用する取組を推進するとともに、PPP/PFI 手法の導入による、民間資本や経営能力及び技術力を活用した施設管理の効率化やサービス向上等を優先的に検討する

ことを示している。このような背景から、出水市において、PPP/PFI 手法を積極的に導入するための具体的なルールとなる「出水市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」及び「出水市 PPP/PFI 導入ガイドライン」を令和 6 年 3 月に策定する。

b) 出水市 PPP/PFI 優先的検討規程を策定する際のポイント

出水市の優先的検討規程を策定する際のポイントについては、以下のように整理している。

(ア) ポイント 1：対象事業分野

検討対象事業分野は「建築物又はプラントの整備等に関する事業」「利用料金の徴収を行う公共施設の整備等に関する事業」のいずれかに該当する事業、その他民間事業者の資金、経営能力及び技術的能力を活用する効果が認められる公共施設整備事業としている。

(イ) ポイント 2：対象基準

出水市の優先的検討の対象とする事業の基準は、公共施設整備・維持管理運営事業においては「①事業費の総額が 10 億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）」「②単年度の事業費が 1 億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）」と設定することに加え、「③上記の他、国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政効果が期待できる事業」を設定し、実効性のある優先的検討規程とした。他市事例や明らかに民間事業者の参入が見込まれる場合で、PPP/PFI の効果が期待できるものについては導入の検討を行うこととし、柔軟に検討の対象とし得る仕組みとしている。

(ウ) ポイント 3：検討プロセスと庁内体制

PPP/PFI 導入の検討・決定・実施に当たっては、市として統一的な手順によって進めることが必要であることから、「事業担当課」が PPP/PFI 導入の検討や具体的な事業手続きを円滑に進めていくために、「建設部建設政策課」が総括担当として各種の支援を行い、PPP/PFI 導入における重要事項については、庁議において政策決定を受けることを義務付けることとした。

(エ) ポイント 4：官民対話（民間事業者との情報共有・対話）

出水市では簡易な検討における定性的な評価として、官民対話型市場調査の実施を設定した。

(オ) ポイント 5：検討・評価事項と判断基準

優先的検討のプロセスでは、庁内検討の段階である簡易な検討が重要となる。簡易な検討を効果的、効率的に実施するためには、事業担当課が検討し、評価する事項に加え、PPP/PFI 導入を判断する基準を明確化する必要がある。そのため、優先的検討規程において、これらを明確にしている。

c) 出水市 PPP/PFI 優先的検討規程について

(ア) 打ち合わせにおける協議事項

優先的検討規程及びガイドラインを策定するため、打合せの機会を設け、各回で優先的検討規程及びガイドラインの内容を確認し、優先的検討規程に基づいた運営支援を実施した。

(イ) 出水市 PPP/PFI 優先的検討規程（案）の構成

出水市の「出水市 PPP/PFI 手法導入優先的検討規程」は全 7 章構成としている。

また、「出水市 PPP/PFI 導入活用ガイドライン」は全 10 章構成としている。

(ウ) 出水市勉強会の実施

出水市では、PPP/PFI 手法の検討に慣れている職員が少ないことが課題であることから、市職員向けに PPP/PFI 手法に関する基本事項及び優先的検討規程、ガイドラインの取組みの普及を目的として、庁内勉強会を 2 回開催した。

(エ) 公共施設リストの作成

優先的検討の運用における既存公共施設の事業担当者をサポートするため、優先的検討規程の対象事業基準に基づき、市の公共施設を分類し、PPP/PFI 手法の導入検討となるか否か情報提供を実施した。

(2) 優先的検討規程に基づいた運用支援

優先的検討に基づき、「公営住宅の建替事業」について検討を実施した。

a) 検討の目的及び検討フロー

本事業は、安原団地公営住宅及び上町団地公営住宅を対象とした集約・建替事業であり、令和 7 年度以降に基本構想、基本計画・導入可能性調査、事業者公募、その後設計工事を予定している。そのため、今後の基本構想策定を見据え、本支援では、余剰地を含めた事業用地の利活用の可能性の検討を目的として、簡易な検討における定性評価として類似事例を調査し、PPP/PFI 手法やその導入効果・課題、民間ノウハウの活用状況等についてとりまとめる。

b) 検討を一段階進めるための支援

(ア) 基本事項の整理

● 安原団地公営住宅集約建替事業

沖田団地、加紫久利団地、安原団地は、133 戸が昭和 40 年代までに建築され、更新時期を経過している。住環境の向上や効率的な維持管理、財務負担の軽減を図ることを目的とし、3 団地を安原団地に集約、建替事業を計画している。

● 上町団地公営住宅集約建替事業

本事業における上屋団地、上町団地は、84 戸が昭和 40 年代までに建築され、更新時期を経過しており、住環境の向上、効率的な維持管理、財政負担の軽減を図ることを目的として、2 団地を上町団地に集約し、建替事業を計画している。

(イ) 定性評価

「公営住宅の建替事業」の参考となる PFI 手法による公営住宅整備事例の調査を行い、類似事例を通じて公営住宅の建替事業における民間事業者のアイデアやノウハウの活用可能性、基本構想を策定するにあたる発注仕様書の内容について整理し、結果について提供した。

【定性評価の実施方法】

- PFI 手法による公営住宅整備の事例調査（余剰地活用を含む）
- PFI 手法による公営住宅整備事業に係る基本構想策定業務の事例調査
- PFI 手法を用いた公営住宅整備の事例調査（視察候補）

(ウ) 総合評価

本支援においては簡易な検討における定性評価として参考となる類似事例の調査を通じて、民間にとって創意工夫・ノウハウ発揮の余地がある事業であるかの確認を行い、今後の課題と対応事項等を整理した。

なお、今後、新たに設立された鹿児島県 PPP/PFI 地域プラットフォームを活用しながら簡易な検討における定性評価を実施し、庁内検討を重ねた上で、令和 7 年度以降に基本構想、基

本計画・導入可能性調査等を実施する想定である。

- 事例研究や視察を通じた効果的な余剰地活用の検討

事例調査を通じ、事業手法や事業実施に伴う余剰地活用方法において検討を重ねていくことが重要であり、出水市では他自治体の類似事例の調査や視察といった研究を進める必要がある。

- 地域住民や民間事業者の意見聴取プロセスの重要性

基本構想を策定する段階から、地域住民との意見交換やワークショップを重ね、住民の意見を取り込むことで、より地域の魅力向上に繋がる事業となると考えられる。また、民間事業者へヒアリングを実施することにより、PPP/PFI 事業の活用可能性のほか、官民の役割分担やリスク分担について確認することができることから、事業遂行の過程において地域住民や民間事業者との対話が重要である。

- 地域プラットフォームの活用における PPP/PFI の更なる推進

本事業を実施していくにあたり、市場性や民間ノウハウの発揮余地などといった事業実施可能性を把握するため、官民対話を実施することは重要である。

鹿児島県では、令和 5 年度に「鹿児島県 PPP/PFI 地域プラットフォーム」が設立されており、地域金融機関、自治体、民間事業者が連携した PPP/PFI の更なる推進が期待される。

- 簡易な定量評価の実施

本事業では、簡易な検討における定性評価としての類似事例調査を通じて、創意工夫・民間ノウハウ発揮余地等の可能性を確認した。今後、民間事業者から余剰地活用や付帯事業におけるより具体的なアイデアや事業参画意欲等を聞くため、基本構想策定段階において、簡易な定量評価を実施する予定となっている。

- 今後のスケジュール

本事業における今後のスケジュールとして、令和 7 年度以降に基本構想策定、基本計画及び導入可能性調査を実施した後、事業者選定を実施する想定となっている。

また、随時、地域住民への説明会や意見交換会、民間事業者へのヒアリングや官民対話も実施する必要がある。

(3) 優先的検討規程の策定・運用に関する課題等整理

a) 発案した事業を優先的検討に載せるための工夫

出水市の優先的検討規程では、優先的検討の対象事業を建築物又はプラントの整備等に関する事業、または利用料金の徴収を行う公共施設の整備等に関する事業においては、「①施設整備費 10 億円以上、②維持管理運営費 1 億円以上」と設定している。

事業費がこれらの基準を下回る事業であっても、「国や他の地方公共団体で同種事業における PPP/PFI 手法導入の実績が存在する場合で、PPP/PFI 手法を導入することで市民サービスの向上や財政的効果が期待できる事業」も対象としているため、事業発案の段階から積極的に事例調査や官民対話等を行い、PPP/PFI 手法の可能性等を検討することが望まれる。

小規模な事業であって事業の包括化等によって事業規模を拡大し、優先的検討に載せることも望ましく、包括化等の可能性とともに単体での民間事業者の参入意向を確認する機会を設けることも有益といえる。

b) 事業担当課を支援する庁内体制の組成

出水市では、建設部建設政策課（優先的検討規程のとりまとめ課）を始め、関係課が事業担当課を支援する。今後、優先的検討規程を活用する中で、建設政策課は PPP/PFI 事業推進に関するノウハウの蓄積を進めるとともに、事業担当課による事業の検討状況を把握のうえ適切に支援を実行することが重要である。

また、出水市の庁内体制では、組織改編により官民連携を含む施設の総括事務を「建設部建設政策課」が担うことになり、併せて本部署は庁内 PPP/PFI 事業推進の中心となっている。総括事務が移管した状況においても、官民連携の担当と企画関係部署との庁内部署間における連携は引き続き行っていくことが必要である。

c) 優先的検討規程・PPP/PFI の基礎知識等に関する定期的な庁内周知

優先的検討は事業担当課が主体となって検討を進めることもあり、庁内に対して、優先的検討規程について周知発信することが、優先的検討規程の運用定着に一定の効果がある。そのため、定期的に優先的検討規程の周知を行うことが重要である。

d) 地域プラットフォームの活用

鹿児島県内では、内閣府における「地域プラットフォーム形成支援事業」を活用し、鹿児島県 PPP/PFI 地域プラットフォームを設立した。令和 6 年 2 月には、PPP/PFI 手法を取り入れた案件形成を推進し、県内における効率的かつ効果的な公共施設整備・運営及び公共サービスの促進を図るため「第 1 回鹿児島県 PPP/PFI 地域プラットフォーム」が開催された。

出水市において地域プラットフォームを積極的に活用していくことが、優先的検討規程の運用にあたる PPP/PFI の理解促進及び更なる事業推進へと繋がると考えられる。

3. 他の地方公共団体に参考となる取組・留意点

他の地方公共団体が優先的検討規程を策定・運用することに参考となる取組や留意点について、支援対象団体における支援の過程で得られた知見より、以下のとおり整理した。

3.1. 優先的検討規程の策定において参考となる取組・留意点

(1) 対象となる事業の設定

本事業で支援した5自治体（萩市、今治市、西条市、小城市、出水市）においては、内閣府が示す対象事業費基準に該当しない事業が多いが、内閣府が示す対象事業費の基準から変更するためには、理由付けが必要であり、対象事業費を引き下げる客観的な根拠が乏しいとの意見があった。

優先的検討の対象とする事業の基準は、対象事業分野毎に、PPP/PFI 導入効果と職員の事務負担のバランスを踏まえ、それぞれの地方公共団体の実態に見合う独自の基準を設定することが求められる。

(2) 検討プロセスと庁内体制の整理

本事業で支援した自治体（今治市、西条市、小城市、出水市）においては、首長や副市町村長が関与する組織体もしくは庁議で意思決定することとなっており、PPP/PFI 事業の推進においては首長のリーダーシップが重要となる。

また、実務者レベルにおいて優先的検討をより円滑に進めるためには、全庁的に事業の状況を把握できる部署が「とりまとめ課」として事業担当課をサポートする体制を構築することが有効と考えられる。

(3) 定性評価における官民連携

地域プラットフォームがない小城市では、地元民間事業者との意見交換が容易にできない点が課題としてある。

官民対話の活用についても、今回支援した自治体職員の間でも官民対話の活用についての意識は高まっている。一方で、実際の事業検討において官民対話を実施するタイミングを図りかねていることもあり、優先的検討規程に官民対話の活用について記載する際には、官民対話を活用するタイミングについてもガイドライン等で例示することにより、実践に即した規程・ガイドラインになると考えられる。

(4) 優先的検討規程における民間提案制度の明記

優先的検討規程策定にあたって民間提案制度についても規定することにより、事業担当課からの発案だけでなく、民間事業者のニーズに沿った事業発案についての検討フローを職員が理解し、より活発な PPP/PFI 手法の検討に寄与すると考えられる。

なお、PFI 法に基づく民間提案制度及び PFI 法に基づかない民間提案制度における検討フロー・庁内体制を明確化することも重要と考えられる。

3.2. 優先的検討規程の運用において参考となる取組・留意点

(1) 庁内における周知の継続と PPP/PFI 推進課による検討状況のモニタリング

事業担当課の業務は多岐にわたることが想定されるため、負担軽減に配慮した検討手続きとすることが望ましく、また、簡易な検討の段階においては、定量評価が困難な場合も想定される。そのため、導入可否の判断においては、定量評価に限定せず、官民対話等を通じて把握可能なサービス水準の向上や社会的な価値等、定性的な事業効果に重点をおいた評価方法とすることで、優先的検討規程の実行性を高めることができる。

(2) 地域プラットフォーム等を活用した取組の発信

地域プラットフォーム等を活用し、「簡易な検討」や「詳細な検討」等、検討の各段階において、適切に官民対話や市場調査を行い、民間ノウハウの活用余地やアイデア等を聴取することや事業の情報発信を実施することが重要である。

(3) 自治体のみならず、地域企業の PPP/PFI 事業への理解促進

本事業で支援した自治体（今治市、西条市、小城市、出水市）において、PPP/PFI 事業へ地元事業者が参画できない懸念について、語られることが多く、PPP/PFI 事業を実施する際の先入観が残っている。

一方で、ローカル PFI の視点からも PPP/PFI 手法導入を採用した場合でも地域企業の参画は重要と考えられる。地域企業の PPP/PFI 事業に対する理解促進やノウハウ蓄積にあたっては、地域プラットフォーム等を活用し、地域企業に対して PPP/PFI に関する最新情報が得られる機会やコンテンツ等を提供することが考えられる。定期的にローカル PFI の事例を含めた情報発信を行うことで、地域企業の新たな分野への挑戦意欲を高めていくことも重要である。

また、地域企業の理解促進を図るためには、地域企業が実際に PPP/PFI 事業に参画することも重要である。PPP/PFI 事業不慣れな自治体においては、特に、自治体職員は地域企業との対話を重ね、地域企業が前向きに参加検討できる公募要綱等を整理することも必要である。

PPP/PFI 事業においては、大手事業者が利益の大半を得るだけの事業であるという誤った地域企業の考えが、地域の PPP/PFI 事業活性化の弊害となっている点も課題であり、地域企業の意識改革も必要である。実際に PPP/PFI 事業の実績がある大手事業者も、長期間にわたる PPP/PFI 事業実施にあたり、地域企業の参画は不可欠であると考えている。地域企業の認識と大手企業の認識のギャップを埋めるべく、地域プラットフォームを活用し、大手事業者と地域企業の交流やマッチングの場を創出し、段階を経て地域企業の PPP/PFI 事業への関与度を高めていくことが有効であると考えられる。

3.3. 現行の手引類で改善を検討すべき点

(1) 優先的検討規程の法的位置づけについて

本事業で支援した 5 自治体（萩市、今治市、西条市、小城市、出水市）において、「優先的検討規程」として制定した場合、条例により議会承認などが必要になるとの意見が挙げられた。現状、「規程」「方針」「指針」と、定義は自治体により様々であり、「規程」とするか否かについては、各自治体における判断に委ねられている。

条例により議会承認等が必要な「規程」として制定する場合、議会への議案提出が必要となり、職員の事務手続きが発生する一方で、運営が明確になり全庁的に取り組みが促進される。

地方公共団体が抱える職員不足、財政負担の軽減などの課題に対し、全庁的に高い意識を持った上で、PPP/PFI 手法を優先的に検討する必要があることから、優先的検討規程は議会承認を得る形式で策定されるのが好ましいと考えられる。

「優先的検討規程」をより有効的にするためには、法的な位置づけについて、内閣府が指針を示すことが重要と考えられる。優先的検討規程の法的位置づけに関する方向性を示すことで、今後、優先的検討規程を策定しようとする自治体の参考になると考えられる。

(2) 優先的検討の対象外事業について

優先的検討の対象事業の例外となる事業が明確化することで、実務において職員の判断が

容易になると考えられ、同時に、幅広く優先的検討の可能性を見出すことにもつながる。

(3) 審査委員会の設置について

本事業で支援した自治体（西条市）では、PFI 事業審査委員会の設置にあたり、都度条例を制定するのではなく、優先的検討規程策定と同時に PFI 事業審査委員会設置に関する包括的な条例を制定することについて事業担当課から意見があり、議論がなされた。

国が示す手引等において、PFI 事業審査委員会について、設置根拠に関する指針を示すことで、優先的検討規程の策定時はもちろん、運用時においても事務手続きが明確となり、正確な事業実施につながると考えられる。

(4) 業務に関与した企業の取扱いについて

事業の秘密保持や公正さに対する信頼性の確保、競争性の担保という観点から、導入可能性調査及びアドバイザー業務を受託した外部コンサルタント及びその関係企業が、PPP/PFI 事業に応募または参画することはできないとされており、本事業の支援自治体（出水市）では、関係企業の範囲について明確に記載されていないことから担当者による認識相違を懸念する声が挙げられた。

そのため、「関係企業」の範囲について、募集要綱等で「アドバイザー業務に関わっている法人もしくはその子会社」、「資本関係もしくは人的関係がある者」のように例示することで、事業者募集に当たり、より客観的かつ正確な判断が可能になり、事業の秘密保持や公正さに対する信頼性の確保、競争性が担保される。

(5) 資金の流れと議会承認の時期について

本事業の支援自治体（出水市）では、資金の流れと議会对応・承認の時期について、疑問を持つ自治体が多かった。

一般的に PFI 事業においても、事業契約の締結や債務負担行為の設定に関して議会での承認が必要となるが、「PPP/PFI 手法導入優先的検討規程策定の手引」においては、より明確に、事業契約の締結や債務負担行為設定に関する議会承認のタイミングを明記することで、円滑な事業検討及び事務手続きが可能となる。

一方で、各自治体において議会の議決時期や検討時期は異なる。そのため、過去の事例における、議会承認や債務負担行為の設定タイミングを整理し、具体例を持ってスケジュール検討を支援できるよう手引等などに記載する必要がある。